

令和2年度 介護保険料額決定通知書の送付について

令和2年度の介護保険料の年額が確定しましたので、『介護保険料額決定通知書』をお送りいたします。

令和2年度の年額保険料は、今年度の市町村民税課税状況や、4月1日現在での世帯状況等に基づき決定いたしました。

令和2年度年額保険料については裏面をご覧ください。

◆◆保険料の納め方◆◆

あなたの徴収方法は10月からは特別徴収（年金からの天引き）に変わり、年金支給額から2ヶ月分の保険料が天引きとなります。

※年度の前期（4月～9月）と後期（10月～3月）の保険料額が、おおむね同額となるように調整されるため、暫定賦課（4月～6月分）により納付いただく保険料額がすでにその金額に達しており、7月～9月に納付いただく保険料はございませんのでご了承ください。

※普通徴収から特別徴収への切り替わりに際しましては、特に手続きはございません。

※納めていただく年額保険料の100円未満の端数は、10月に合算します。

※令和3年の4月・6月・8月の年金天引き額（仮徴収）は、2月の天引き額と同額となります。つきましては、次回から仮徴収の通知（令和3年4月）は発送しませんのでご承知ください。（金額等変更になる場合は別途通知します）

介護保険料についてのお問い合わせは

同封の介護保険料決定通知書裏面『お問い合わせ先一覧』に記載してある、お住まいの市町村介護保険担当または諏訪広域連合介護保険課にお問い合わせください。

通知書の見方（ハガキ右側）

令和2年度 介護保険料 特別徴収本徴収額算定の基礎

通知書番号			世帯コード		
被保険者氏名					
生年月日				性別	
特別徴収義務者					
特別徴収対象年金	(A)				
期 間	月 数	所得段階区分			
		(D)			
保 険 料 年 額	保 険 料 算 出 額	保 険 料 額			
円	円	円			
普通徴収で納付する額					
円					
仮 徴 収 額		本 徴 収 額			
年金支払月	保 険 料 額	年金支払月	保 険 料 額		
4 月	円	1 0 月	(E) 円		
6 月	円	1 2 月	(E) 円		
8 月	円	2 月	(E) 円		

(A)特別徴収で天引きをする年金の名称です。

(B)納付書または、口座振替により納めていただく保険料額です。

(C)今年度の年額保険料です。

(D)あなたの保険料段階になります。

(E)年金支給月にこの保険料額(2ヶ月分)を年金から天引きします。

※令和3年4・6・8月の天引き額は2月の天引き保険料額と同額になります。

● 年額保険料が (C) 円に決定しました

平成24年度の仮徴収額の通知（4月）はしません。

※詳しくは、裏面をお読みください。

*** 調定事由
当年度の保険料額が決定

【令和2年度年額保険料】

(消費税率改定による軽減措置として、第1~3段階の介護保険料を変更しました)

住民税		前年の合計所得金額 など	保険料段階 (保険料率)	保険料年額		
本人	世帯					
○ 非課税	○ 非課税	老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受けている方	第1段階 (基準額×0.30)	19,260円		
		○ 80万円以下の方	第2段階 (基準額×0.50)	32,100円		
		○ 80万円を超えており120万円以下の方	第3段階 (基準額×0.65)	41,730円		
		○ 120万円を超えている方	第4段階 (基準額×0.90)	57,780円		
		○ 80万円以下の方	第5段階 (基準額)	64,200円		
	● 課税	● 課税	課税除的公前 年のし年の 金た金の合 収金等計 入額に所得 額と係る金 の雑額所 計得ら、 を	● 80万円未満の方	第6段階 (基準額×1.05)	67,410円
			● 80万円以上125万円未満の方	第7段階 (基準額×1.10)	70,620円	
			● 125万円以上200万円未満の方	第8段階 (基準額×1.35)	86,670円	
			● 200万円以上300万円未満の方	第9段階 (基準額×1.60)	102,720円	
			● 300万円以上400万円未満の方	第10段階 (基準額×1.70)	109,140円	
● 400万円以上600万円未満の方			第11段階 (基準額×1.90)	121,980円		
● 600万円以上1,000万円未満の方			第12段階 (基準額×2.05)	131,610円		
● 1,000万円以上1,500万円未満の方			第13段階 (基準額×2.20)	141,240円		
● 1,500万円以上の方			第14段階 (基準額×2.35)	150,870円		

合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。